

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）に基づき、人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 2人の者が市長に対し、パートナーシップを有することを誓うことをいう。
- (3) 申告 2人の者が市長に対し、転入（新たに本市の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に、別に定める地方公共団体において、第6条第1項に規定する宣誓書受領証等又は第7条第2項に規定する宣誓申告書受領証等に類する書類の交付を受けたこと（令和2年7月1日前に当該書類の交付を受けたことを含む。）及びパートナーシップを有することを申し出ることをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者又は転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。)のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。

(4) 宣誓に係るパートナーが民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。

(宣誓)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)を予約の上、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓(申告)に関する確認書兼同意書(第2号様式。以下「確認書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) 宣誓をする場合において、宣誓者が市内に住所を有するときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)

(2) 宣誓者が転入を予定している場合には、その旨が確認できる書類

(3) 配偶者のない者であることを証明する書類(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、市長に対して当該宣誓者が本人であることを示す書類として、次に掲げる書類のうちいずれかのもを提示するものとする。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他法令の規定により交付された書類であって、本人の写真のあるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類

3 宣誓者は、転入を予定している場合には、確認書に記入した転入を予定し

ている日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

4 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

(通称の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(交付等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書及び確認書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式）（以下「宣誓書受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。ただし、宣誓者が転入を予定している場合には、第4条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に宣誓書受領証等を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、宣誓者が前条第1項の規定により通称を使用したときは、本名及び通称を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(申告等)

第7条 申告をしようとする者（以下「申告者」という。）は、申告をする日（以下「申告日」という。）を予約の上、パートナーシップ宣誓申告書（第

5号様式。以下「申告書」という。)及び確認書に、転入前に交付を受けた宣誓書受領証等又は次項に規定する宣誓申告書受領証等に類する書類及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告をする日以前3月以内に交付されたものに限る。)を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申告書及び確認書の提出があった場合において、申告者が次項において読み替えて準用する第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓申告書受領証(第6号様式)及びパートナーシップ宣誓申告書受領証カード(第7号様式)(以下「宣誓申告書受領証等」という。)を申告者に交付するものとする。

3 第3条、第4条第2項、第5条及び前条第2項の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「宣誓」とあるのは「申告」と、「宣誓者」とあるのは「申告者」と、第3条第2号中「市内に住所を有する者又は転入を予定している者」とあるのは「市内に住所を有する者」と「申告」と、前条第2項中「宣誓書受領証等」とあるのは「宣誓申告書受領証等」と読み替えるものとする。

(紛失等による再交付の申請)

第8条 宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書(宣誓申告書)受領証等再交付申請書(第8号様式。以下「再交付申請書」という。)により、市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があった場合において、第4条第1項の規定により提出された宣誓書又は第7条第1項の規定により提出された申告書が保存されているときは、宣誓書受領証等又は宣誓申告書

受領証等を再交付するものとする。

(変更の届出)

第9条 受領者は、氏名（通称を含む。）又は住所に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓（申告）事項変更届（第9号様式。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、受領者は、第5条第1項及び第6条第2項（これらの規定を第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等に記載する氏名を通称に変更する場合は、変更届を市長に提出するものとする。

3 受領者は、前2項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還の届出等)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証等返還届（第10号様式）に宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 宣誓又は申告に係るパートナーシップが解消されたとき。

(2) 受領者の一方が死亡したとき。

(3) 受領者の一方又は双方が市外に転出したとき。

(4) 第3条第3号又は第4号（これらの規定を第7条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(5) 宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等の返還を希望するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。

この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み

替えるものとする。

3 市長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき又は第3条各号（第7条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当しないと認めるときは、第1項の規定により宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定により宣誓書受領証等若しくは宣誓申告書受領証等が返還されたとき又は前項の規定により宣誓書受領証等若しくは宣誓申告書受領証等が返還されたとき又は前項の規定により宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等の交付番号（宣誓書受領証等又は宣誓申告書受領証等に付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書又は申告書の保存期間）

第11条 宣誓書又は申告書の保存期間は、宣誓書については宣誓日から、申告書については申告日から、それぞれ30年とする。

（啓発）

第12条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 川崎市長

私たちは、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップを有することを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(表)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

宣 誓 日 _____ 年 月 日

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを期待しています。

川崎市長



(裏)

○注意事項

- 1 この宣誓書受領証は、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
なお、この宣誓書受領証は、法的効力を有するものではなく、川崎市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
 - (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者であることに該当しなくなったとき。
 - (5) 宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であることに該当しなくなったとき。
 - (6) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
 - (7) その他市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 3 次の場合は、宣誓書受領証等の交付番号を公表することがあります。
 - (1) 上記2により宣誓書受領証等の返還があったとき。
 - (2) 市長が、パートナーシップを有しないと認めるとき又は宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。

○通称を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称		
戸籍上の氏名等		

この宣誓書受領証を提示された方へ

川崎市では、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

この宣誓書受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した関係であると宣誓されたことを川崎市として証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

(発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)

第4号様式

(表面)

第 _____ 号	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
氏名 _____	氏名 _____
年 月 日生	年 月 日生
(宣誓日 _____ 年 月 日)	
年 月 日	
Colors, Future! <small>いるいるって、未来。</small>	川崎市長
川崎市	印

(裏面)

このカードは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、 継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した関係であると宣誓 されたことを川崎市として証するものです。 法的効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方 は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。 (発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)	
戸籍上の氏名等(通称を使用している場合)	
本人	パートナー
【緊急連絡先】(記入は自由です。)	
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー 連絡先 _____	本人 自署 _____

備考

寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

パートナーシップ宣誓申告書

(宛先) 川崎市長

私たちは、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたことを申し出ます。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、

戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

旧 住 所 _____

(表)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓申告書受領証

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

宣 誓 日 _____ 年 月 日

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓申告書を受領したことを証します。

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを期待しています。

川崎市長



(裏)

○注意事項

- この宣誓申告書受領証は、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
なお、この宣誓申告書受領証は、法的効力を有するものではなく、川崎市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 次の場合は、宣誓申告書受領証及び宣誓申告書受領証カード（以下「宣誓申告書受領証等」という。）を返還してください。
 - 申告に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - 申告者の一方が死亡したとき。
 - 申告者の一方又は双方が市外に転出したとき。
 - 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者であることに該当しなくなったとき。
 - 申告をする時において当該申告に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であることに該当しなくなったとき。
 - 宣誓申告書受領証等の返還を希望するとき。
 - その他市長が宣誓申告書受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 次の場合は、宣誓申告書受領証等の交付番号を公表することがあります。
 - 上記2により宣誓申告書受領証等の返還があったとき。
 - 市長が、パートナーシップを有しないと認めるとき又は申告者の要件に該当しないと認めるとき。

○通称を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称		
戸籍上の氏名等		

この宣誓申告書受領証を提示された方へ

川崎市では、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

この宣誓申告書受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した関係であると申告されたことを川崎市として証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この宣誓申告書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

(発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)

第7号様式

(表面)

第 _____ 号	
パートナーシップ宣誓申告書受領証カード	
川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓申告書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
氏名 _____	氏名 _____
年 月 日生	年 月 日生
(宣誓日 _____ 年 月 日)	
川崎市	川崎市
Colors, Future! いるいるって、未来。 川崎市	印

(裏面)

このカードは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、 継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した関係であると申告 されたことを川崎市として証するものです。 法的効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方 は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。 (発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)	
戸籍上の氏名等(通称を使用している場合)	
本人	パートナー
【緊急連絡先】(記入は自由です。)	
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー 連絡先 _____	本人 自署 _____

備考

寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

パートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証等再交付申請書

（宛先）川崎市長

パートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証又はパートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証カードの再交付を受けたいので、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、申請します。

【再交付を希望するもの】（該当するものに「レ」を付けてください。）

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領証カード
- パートナーシップ宣誓申告書受領証
- パートナーシップ宣誓申告書受領証カード

【再交付を希望する理由】（該当するものに「レ」を付けてください。）

- 紛失
- 毀損
- その他（ _____ ）

年 月 日

※再交付を希望する方に「レ」を付けてください。

氏 名 _____ _____

（通称の場合、

戸籍上の氏名） _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____

パートナーシップ宣誓（申告）事項変更届

（宛先）川崎市長

次のとおり変更があったので、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第9条第1項又は第2項の規定に基づき、届け出ます。

【変更後の内容】

氏名	
住所	

年 月 日

※変更する方に「レ」を付けてください。変更前の内容を記載してください。

氏名 _____ _____

（通称の場合、
戸籍上の氏名）

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住所 _____

パートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証等返還届

（宛先）川崎市長

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第10条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証及びパートナーシップ宣誓書（宣誓申告書）受領証カードを返還します。

【返還の理由】（該当するものに「レ」を付けてください。）

- 宣誓又は申告に係るパートナーシップを解消した。
- 受領者の一方が死亡した。
- 受領者の一方又は双方が市外に転出した。
- 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいること又は宣誓者若しくは申告者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当した。
- 宣誓又は申告に係るパートナーが民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者に該当した。

年 月 日

氏 名 _____

（通称の場合、

戸籍上の氏名） _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____
